

公文書不存在通知書

蘭 観 号
令和6年 4月 4日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行

2024年3月25日付けで請求のありました公文書の開示について、該当公文書が存在しませんでしたので、蘭越町情報公開条例第15条の規定に基づき通知します。

| | |
|-------------------|--|
| 1 請求に係る公文書の名称又は内容 | 4. 森林室がスキー場の安全確保のため、蘭越町がJRTから取得した「コースセパレート図」。この図に基づいて安全管理が行われることを前提として、契約者の地位の承継が契約されているので、蘭越町がその写しを保有していないのであれば、JRTまたは森林室から写しを譲受け、図に基づいた安全管理をJRTに求めることが当然である。 |
| 2 不存在の理由 | JRTが後志総合振興局森林室の求めに応じ、同室へ提出した図面であり、蘭越町ではコピーしていないと考えられるため。 |
| 3 担当課等 | 商工労働観光課 |
| 4 備考 | |

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

蘭 総 号
令和7年7月28日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行

弁明書の送付及び反論書等の提出について

令和6年5月23日に提出された、森林室がスキー場の安全確保のため、町がJRTから取得した「コースセパレート図」に基づいて安全管理が行われることを前提として、契約者の地位の承継が契約されているので、町がその写しを保有していないことの不存在決定に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えた同法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書を送付します。

この弁明書に対しては、同法第9条第3項の規定により読み替えた同法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができます。反論書を提出する場合は、令和7年10月27日（月）までに提出してください。

なお、同法第9条第3項の規定により読み替えた同法第31条の規定及び蘭越町情報公開審査会設置規則第7条第2項に基づく口頭意見陳述を希望される場合は、反論書の提出期限までに審査庁である総務課（総務係）にその旨を御連絡ください。

（ 蘭越町役場
総務課 担当：福岡 ）

令和6年8月6日

審査庁（総務課長）様

蘭越町長 金 秀 行

弁 明 書

審査請求人野村一也氏（以下「請求人」という。）が令和6年5月23日に提起した処分についての審査請求書についての審査請求に関し、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求めます。

2 本件処分に至るまでの経緯

(1) 令和5年8月4日請求人から、(1) チセヌプリスキー場の公募において、JRTが提案した事業と現実に実施している事業は異なっている。

(2) 蘭越町がJRTにチセヌプリスキー場を売却した際に締結された「契約者の地位の承継に関する契約」第3条において、「丙（JRT）は、現在休止している索道事業について、早期に再開を目指すとともに再開の間においても十分な安全対策を講じるものとする。」と約定されている。

(3) 2015（H27）年8月24日、山内勲は、当該スキー場の譲渡原案において、転売禁止条項を入れなかった。

(4) 2018（H30）年9月5日、JRTが北海道にチセヌプリスキー場の転売を求めた文書が、北海道から蘭越町にEメールで送られた。

※(1)(2)(3)の事実を示すため、(1)についてはK17及びK33、(2)についてはK24、(3)についてはK97、(4)についてはK78を添付する。また、後述するコースセパレート図の背景を示す文書としてK24を別添する。

上記の(1)(2)(3)(4)に示す通り、蘭越町は、転売禁止の特定なしにスキー場譲渡し、その譲渡先が提案とは異なる事業を行い、運営権を転売しようとしていることを知っていながら、2023-24シーズン至るまでの毎シーズン、町営スキー場だった時代にさえ置かなかつたパトロール員を、町の予算で配置している。しかしながら、町がパトロール費用を負担する理由を見出すことが困難であることから、次の文書を請求する。

1. 蘭越町がパトロール員の配置を決定するまでの全ての文書（議事録・起案書を含むこと）
2. 蘭越町がパトロール員にパトロール内容を指示した内容を示す全ての文書

3. 蘭越町がパトロール員に発出した全ての報告書（電子文書を含む）
4. 森林室がスキー場の安全確保のために求め、蘭越町がJRTから取得した「コースセパレート図」。この図に基づいて安全管理が行われることを前提として、契約者の地位の承継が契約されているので、蘭越町がその写しを保有していないのであれば、JRTまたは森林室から写しを譲受け、図に基づいた安全管理をJRTに求める事が当然である。

(2) 令和6年4月4日実施機関は請求に対して、不存在とする旨通知した。

3 本処分の理由

JRTが後志総合振興局森林室の求めに応じ、同室へ提出した図面であり、蘭越町ではコピーしていないと考えられるため、不存在と判断したためである。